



の義務になっていると聞きました。労働時間など他の従業員と同じで特別な条件もないのに、交付してもらえないのでしょうか。

**A** 正社員、パート、アルバイト

**Q** 新しく働く会社で労働条件の説明を口頭で受けましたが、後日、労働条件通知書の交付が法律上



### 労働条件の明示は？

により明示しなければならぬと労働基準法に定められています。書面で明示しなければならぬ事項は▽労働契約の期間▽就業場所・業務内容▽労働時間▽賃金▽退職に関することですが、次のような問題が起きることがあります。

◇勤務場所(例えば、市内A店の勤務のみだと思っていたのに、市内B店へ異動を命じられた)  
◇所定労働時間超の労働の有無(例えば、3時間のパートタイム労働者が、3時間超はないと思っていたのに4時間働かせられた)  
◇賃金(例えば、金額が違っていた。あると思っていた手当、賞与、退職金、昇給がなかった)  
◇労働契約の期間(例えば、期間の定めがないと思っていたのに期間雇用だった。更新されると思っていたのに、初めから更新が予定されていなかった)

労働条件通知書の交付は雇用主の義務です。後々のトラブルを防ぐためにも、雇入れの際に通知書を交付するよう、会社に確認することを勧めます。詳細は鳥取労働局監督課へ問い合わせてください。